

# 重要

有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する  
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの皆さまへ

## ～ 今年、受給者証の更新手続は必要ありません ～

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、厚生労働省において、更新申請のための診断書の取得等を目的とした受診を回避するため、今年、受給者証の更新手続は不要とし、受給者証の有効期間を1年間延長するよう省令を改正し、令和2年4月30日に交付及び施行されました。

下記の対象者のうち、まだ受給者証等の更新申請をされていない方は、更新手続きの書類を提出していただく必要はありません。

### <延長措置の対象者>

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証をお持ちの方 (診断書の要不要は問いません。)

### <延長期間>

有効期間を原則として1年間延長（指定医療機関等や所得区分については、現状の認定内容のまま、有効期間を1年延長します）

※ただし、所得区分が「一定以上」の方（月額自己負担上限額が20,000円の方）は、令和3年3月31日までの延長となります。（詳細については裏面をご確認ください。）

### 延長後の有効期間対応表

お手持ちの受給者証の有効期間	延長後の受給者証の有効期間
令和2年 3月31日	令和3年 3月31日
令和2年 4月30日	令和3年 4月30日
令和2年 5月31日	令和3年 5月31日
令和2年 6月30日	令和3年 6月30日
令和2年 7月31日	令和3年 7月31日
令和2年 8月31日	令和3年 8月31日
令和2年 9月30日	令和3年 9月30日
令和2年10月31日	令和3年10月31日

裏面もご確認ください

令和2年11月30日	令和3年11月30日
令和2年12月31日	令和3年12月31日
令和3年 1月31日	令和4年 1月31日
令和3年 2月28日	令和4年 2月28日

※現在お持ちの受給者証は引き続きご利用いただけます。ご自身の有効期間を延長後の有効期間に読み替えてご利用ください。

#### <あわせてご確認ください>

- ・認定内容(氏名・住所・保険・所得区分・医療機関等)に変更が生じた際は変更手続きが必要です。
- ・すでに更新申請がお済みの方には、従来どおり提出していただいた書類をもとに東京都で受給者証の発行を行います。
- ・精神障害者保健福祉手帳の更新については従来どおり申請が必要です。

#### 【所得区分が一定以上の方へ】

所得区分が「一定以上(区市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯に属する方)」で月額自己上限負担額が「2万円」に該当している方は、本来は自立支援医療の対象外ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)により、現在は経過的特例として、高額治療継続者(いわゆる「重度かつ継続」)に該当する方のみ、自立支援医療の対象となっています。

経過的特例の適用は令和3年3月31日までとされていますので、新型コロナウイルス感染症拡大による今回の延長措置におきましても、延長後の有効期間は令和3年3月31日までとなります。

今後、政令改正により経過的特例が延長された場合は、お手持ちの受給者証の有効期間から1年延長した期間までご利用いただけます。

〒188-8666 西東京市南町 5-6-13

西東京市健康福祉部障害福祉課 手当助成係

電話 042-464-1311(代表) 042-420-2806(直通)